

第80号議案

令和6年度長崎市一般会計補正予算（第3号）

目 次

	説明書 記載頁
1 障害者相談支援事業費等補償金（3.1.2）	P 2～7（P 26～27）
2 老人ホーム入所措置費（3.1.3）	P 8～10（P 26～27）
3 軽費老人ホーム事務費補助金（3.1.3）	P 11～13（P 26～27）

福 祉 部

令和6年9月

予 算 説 明 書					事 業 名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
26~27	3 民生費	1 社会福祉費	2 障害者福祉費	1-1	障害者相談支援事業費等補償金	千円 27,390

1 事業概要

(1) 概要

本市が社会福祉法人等に委託して実施している障害者総合支援法に基づく障害者相談支援事業等において、これまで消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の取り扱いを非課税であると判断していたが、課税対象であると判明したため、令和元年度から令和4年度までの当該事業に係る委託料の消費税等及び延滞税の相当額を補償金として受託者に支出するため補正を行うもの。

(2) 経緯

令和5年10月4日付こども家庭庁・厚生労働省事務連絡により、障害者相談支援事業等は社会福祉法に規定する社会福祉事業(※)に該当せず消費税法上の課税対象事業であることが示された。

これに伴い、受託者に対し、令和5年度の障害者相談支援事業等の委託契約について、消費税額10%を加えた変更契約を行った。

その後、令和6年4月26日に、厚生労働省及び国税庁により開催された本件の取扱いに係る説明会の中で、「障害者相談支援事業」に係る委託料を、「非課税」と判断して申告に含めていなかった場合には、事業者が修正申告を行う必要がある旨、示されたことから令和元年度から令和4年度までの当該事業に係る委託料の消費税等及び延滞税相当額を受託者に支出するための補正を行うもの。

※社会福祉事業・・・社会福祉法第2条に規定されている障害者支援や高齢者支援などを目的とした事業であり、消費税法上、社会福祉事業として行われる資産の譲渡等については、非課税となる。

2 該当事業

(1) 基幹相談支援センター費

ア 概要 相談支援事業所等と連携し、困難事例対応や相談員に対する指導、助言、人材育成の支援等の業務を行う。

イ 受託者 社会福祉法人 長崎市手をつなぐ育成会

(2) 住宅入居等支援費

ア 概要 公営住宅及び民間の賃貸住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、支援を行う。

イ 受託者 ①社会福祉法人 ウイキャン・サポート ②医療法人 友愛会

(3) 障害者相談支援費

ア 概要 障害者等の各般の問題について、相談に応じ、サービスの利用援助や必要な情報の提供、連絡調整等を行う。

イ 受託者 ①社会福祉法人 ウイキャン・サポート ②医療法人 友愛会
③社会福祉法人 長崎市手をつなぐ育成会 ④社会福祉法人 ゆうわ会

(4) 障害福祉センター運営費

ア 概要 ①相談支援

在宅障害者に対して、サービスの利用援助、社会資源の活用、情報提供等を総合的に行う。

②障害児等療育支援費

在宅の重度障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児の地域における生活を支えるため、外来・訪問による療育等の指導、その他必要な支援を行う。

③障害者就労支援相談所運営費

関係機関と連携を図りながら、障害者で就労中又は就労を希望する者に対し、就労相談支援、雇用準備支援、情報提供等を行う。

イ 受託者 社会福祉法人 長崎市社会福祉事業団

3 補正内容

【単位：円】

No.	事業名	委託料 (※R元～4年度)	消費税額 ①	延滞税額 ②	計 (①+②)	補正額 (補償金)
(1)	基幹相談支援センター費	1,491,000	149,100	5,078	154,178	
(2)	住宅入居等支援費	19,999,999	1,949,999	134,816	2,084,815	
(3)	障害者相談支援費	94,933,332	9,293,332	599,092	9,892,424	
(4)	相談支援費	88,078,000	8,623,190	562,455	9,185,645	
	障害児等療育支援費	37,622,000	3,671,220	252,914	3,924,134	
	障害者就労支援相談所運営費	20,573,000	2,002,930	145,580	2,148,510	
	合計	262,697,331	25,689,771	1,699,935	27,389,706	27,390,000

※基幹相談支援センター費は令和4年度のみ

4 スケジュール

	4～6月	7～9月	10～12月
受託者あて説明、修正 申告算定依頼		↔	
受託者修正申告準備		←————→	
受託者へ補償金支払い			↔
受託者修正申告、延滞 税支払等			↔

5 財源内訳

区 分	事 業 費	財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
9月補正	千円 27,390	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 27,390
補正後	27,390	—	—	—	—	27,390

6 関係法令等

(1) 消費税法

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～七の二 (略)

八 資産の譲渡等 事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供（代物弁済による資産の譲渡その他対価を得て行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に類する行為として政令で定めるものを含む。）をいう。

(課税の対象)

第四条 国内において事業者が行った資産の譲渡等（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。第三項において同じ。）及び特定仕入れ（事業として他の者から受けた特定資産の譲渡等をいう。以下この章において同じ。）には、この法律により、消費税を課する。

(非課税)

第六条 国内において行われる資産の譲渡等のうち、別表第二に掲げるものには、消費税を課さない。

2 (略)

別表第二（第六条、第十二条の二、第十二条の三、第三十条、第三十五条の二関係）

七 次に掲げる資産の譲渡等（前号の規定に該当するものを除く。）

イ (略)

ロ 社会福祉法第二条（定義）に規定する社会福祉事業及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第一項（定義）に規定する更生保護事業として行われる資産の譲渡等・・・（以下略）

(2) 社会福祉法

(定義)

第二条

1・2 (略)

3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

一～四 (略)

四の二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業

6 関係法令等

(3) 消費税法基本通達

(社会福祉関係の非課税範囲)

6—7—5 法別表第二第7号ロ《社会福祉事業等に係る資産の譲渡等》に規定する非課税範囲は、次のようになるのであるから留意する。

(注) 同号《非課税となる介護保険に係る資産の譲渡等》の規定に該当する資産の譲渡等は除かれることに留意する。

(1) 第一種社会福祉事業

イ～ヘ (略)

(2) 第二種社会福祉事業

イ～ト (略)

チ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業（障害福祉サービス事業（同法第5条第7項、第13項又は第14項に規定する生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）又は地域活動支援センターを経営する事業において生産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等を除く。）

リ～タ (略)

(3) (略)

予 算 説 明 書					事 業 名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
26～27	3 民生費	1 社会福祉費	3 高齢者福祉費	1-1	老人ホーム入所措置費	10,019 千円

1 事業概要

おおむね65歳以上で、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難なかが入所できる養護老人ホームへの入所について措置を実施する。

措置によって生じる事務費や生活費等について、措置費として施設へ支弁する。

2 補正する内容

令和5年11月2日閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、令和6年2月から5月まで、介護職員1人あたり月額平均6,000円程度の補助金交付による処遇改善が実施された。

また、令和6年度介護報酬改定において、介護施設に勤務する職員に対しての処遇改善や、物価高騰等に対する単価改定が実施されている。

養護老人ホームは、その対象施設とはなっていないものの、介護施設と業務内容が類似することから、必要な単価の改定を講ずる必要があるため、当該経費を計上するもの。

3 補正額

補正額 10,019千円

(1) 支援員の処遇改善(+6,000円(4月～5月)、+1.16%(6月～))※… 3,691千円

(2) その他職員への処遇改善(+0.61%(4月～))※… 2,724千円

(3) 居住費の見直し(1月あたり+1,824円(8月～))※…3,604千円

※「老人保護措置に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の例等について(令和6年3月26日厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡)」により算定

4 主な単価改定内容

(1)措置者1人あたりの支弁基準(参考:日見やすらぎ荘(定員50人) 令和6年8月分※¹)

支弁基準額	改定前	改定後	差額	備考
処遇改善加算	1,040円	2,580円	+1,540円	(1)支援員の処遇改善
一般事務費※ ²	148,166円	149,121円	+955円	(2)その他職員への処遇改善
一般生活費	55,290円	57,114円	+1,824円	(3)居住費の見直し
合計	204,496円	208,815円	+4,319円	

※¹ 一般生活費の改定開始時期に合わせ、例として8月分を記載。

※² 一般事務費には、特別事務費(夜勤体制加算、民間施設給与等改善費)を含む。

(2)支弁基準額改定後の措置費見込み額※(参考:日見やすらぎ荘(施設入所:50名)の場合 令和6年8月分)

	支弁基準額①	入所者数②	措置費①×②
改定前	204,496円	50人	10,224,800円
改定後	208,815円	50人	10,440,750円
差額	+4,319円		+215,950円

※養護老人ホームへの支弁にあたっては、支弁基準額×入所者数により算定する。

※他市町からの措置者がいる場合、当該措置者分は、他市町村が支弁する。

5 施設別の補正所要額

単位：円

施設名	支援員への 処遇改善	その他職員への 処遇改善	居住費の 見直し	補正額
日見やすらぎ荘	823,180	573,180	685,824	2,082,184
なごみ荘	528,400	307,200	466,944	1,302,544
ことのうみ	324,820	389,220	598,272	1,312,312
恵の丘	778,170	514,452	627,456	1,920,078
あいぎ荘	841,110	553,140	656,640	2,050,890
聖マルコ園	394,447	387,258	569,088	1,350,793
(合計)	3,690,127	2,724,450	3,604,224	10,018,801

6 財源内訳

区分	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他 ※	一般財源
当初予算額	千円 728,052	千円 -	千円 -	千円 -	千円 127,496	千円 600,556
補正額	10,019	-	-	-	-	10,019
補正後の額	738,071	-	-	-	127,496	610,575

※入所者負担金

予算説明書					事業名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
26～27	3 民生費	1 社会福祉費	3 高齢者福祉費	1-2	軽費老人ホーム事務費 補助金	千円 10,471

1 事業概要

60歳以上(夫婦で入所する場合は一方が60歳以上であれば可)で、家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難なかが入所する軽費老人ホームに対して、施設入所者の所得に応じて事務費の一部を補助することによって、利用者の負担軽減を図り、健康で明るい生活を送れるようにする。

2 補正する内容

令和5年11月2日閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、令和6年2月から5月まで、介護職員1人あたり月額平均6,000円程度の補助金交付による処遇改善が実施された。

また、令和6年度介護報酬改定において、介護施設に勤務する職員に対しての処遇改善や、物価高騰等に対する単価改定が実施されている。

軽費老人ホームは、その対象施設とはなっていないものの、介護施設と業務内容が類似することから、事務費を改定し、補助金額の増額を図るため、当該経費を計上するもの。

3 補正額

補正額 10,471千円

(1) 介護職員への処遇改善(+6,000円(4月～5月)、+1.16%(6月～))※…6,316千円

(2) その他職員への処遇改善(+0.61%(4月～)) ※… 4,155千円

※「老人保護措置に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の例等について(令和6年3月26日厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡)」により算定

4 主な改定内容

(1)入所者1人あたりの事務費(参考:日見微笑園(定員50人) 令和6年6月分)

事務費	改定前	改定後	差額	備考
処遇改善加算(新設)	-	1,285円	+1,285円	(1)介護職員の処遇改善(6月~)
事務費基本額※	127,832円	128,528円	+696円	(2)その他職員への処遇改善
合計	127,832円	129,813円	+1,981円	

※ 事務費基本額には、民間施設給与等改善加算を含む。

(2)事務費改定後の補助金見込み額(参考:日見微笑園)

	事務費年間額① (事務費×入所者数見込)	事務費 本人徴収予定額②	処遇改善に係る 費用③	補助金 交付額※ ①-②+③
改定前	74,398,224円 (127,832円×582人)	8,528,000円	432,000円 (9,000円×4人×12ヵ月)	66,302,224円
改定後	75,426,521円 (128,528円×97人(4~5月))+ (129,813円×485人(6~12月))	8,528,000円	480,000円 (432,000円+6,000円×4人×2ヵ月)	67,378,521円
差額				+1,076,297円

※長崎市軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱(抜粋)

第4条 補助金の交付額は、事務費の実支出額と基準に定める事務費の年間合算額とを比較し、いずれか少ない方の額から、本人から徴収した事務費の実徴収額を控除して得た額と処遇改善に要する費用を合算した額とする。

5 施設別の補正所要額

施設名	改定前	改定後	単位:円
			差額(補正額)
日見微笑園	66,302,224	67,378,521	1,076,297
ときわ荘	64,539,150	65,662,550	1,123,400
老友荘	66,480,590	67,610,220	1,129,630
ケアハウス横尾	31,975,552	32,662,675	687,123
ケアハウス大浜	34,499,817	35,186,790	686,973
ケアハウスリエゾン長崎	33,665,717	34,420,645	754,928
ケアハウスさくらの里	36,231,600	36,936,300	704,700
ケアハウスひこばえの苑	28,027,844	28,648,240	620,396
ケアハウスかおり	21,288,804	21,653,312	364,508
ケアハウスみずほ	27,031,835	27,612,670	580,835
ケアハウス城山台ソラール	25,052,062	25,720,045	667,983
ケアハウスサンハイツ	18,228,192	18,920,692	692,500
ケアハウス稲佐の森	14,699,280	15,421,840	722,560
ケアハウスびわの園	35,643,547	36,302,000	658,453
(合計)	503,666,214	514,136,500	10,470,286

6 財源内訳

区分	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
当初予算額	千円 505,034	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 505,034
補正額	10,471	-	-	-	-	10,471
補正後の額	515,505	-	-	-	-	515,505